



国海査第号 149 の 2

平成 23 年 6 月 24 日

社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事 齊藤 弘

国土交通省海事局検査測度課長



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成23年6月24日

船舶検査の方法の一部改正について

1. 概要

平成21年6月に国際海事機関（IMO）において、旅客船及び総トン数150トン以上の旅客船以外の船舶について、船橋航海当直警報装置（BNWAS）の搭載義務付け等に関するSOLAS条約附属書改正案が採択された。我が国においても、改正内容を担保するため、平成23年5月に船舶設備規程等が改正されたことから、当該改正に対応するため、船舶検査の方法を一部改正することとする。

また、確率論による損傷時復原性の検査の方法を明文化する等所要の改正も併せて行うこととする。

2. 改正の概要

- (1) 船橋航海当直警報装置（BNWAS）の検査方法の制定
- (2) 確率論による損傷時の復原性の検査方法の制定
- (3) その他の改正

3. 適用時期

平成23年7月1日から適用する。